

委員長（竹谷とし子君） ただいまから総務委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めの件の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、総務省情報流通行政局長山田眞貴子君外一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（竹谷とし子君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（竹谷とし子君） 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めの件の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、日本放送協会経営委員会委員長石原進君外八名を参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（竹谷とし子君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（竹谷とし子君） 放送法第七十条第二

項の規定に基づき、承認を求めの件を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。野田総務大臣。

国務大臣（野田聖子君） 日本放送協会の平成三十年度の収支予算、事業計画及び資金計画につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、総務大臣の意見を付して国会に提出するものであります。

まず、収支予算について、その概要を御説明申し上げます。

一般勘定事業収支につきましては、事業収入が七千六百八十八億円、事業支出が七千二百二十八億円となっております。

一般勘定資本収支につきましては、資本収入、資本支出が共に千二百三十三億円となっております。

次に、事業計画につきましては、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実、経済成長の牽引力として期待される4K、8Kの推進等に取り組むこととなっております。

総務大臣といたしましては、この収支予算等について、おおむね妥当なものと思われるとして、繰越金の現状や平成三十一年度以降も引き

続き見込まれる事業収入の増加等を踏まえ、既存業務全体の見直しや受信料額の引下げの可能性を含めた受信料の在り方について検討を行うこと、

中期的な観点も視野に入れた協会の在り方について、ガバナンスも含めた一体的な改革について引き続き検討すること、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう、徹底した働き方改革の取組を行うことを求めるとともに、国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、業務の合理化、効率化に向けた努力を行うこと、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要であるとする意見を付しております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

委員長（竹谷とし子君） 次に、日本放送協会から説明を聴取いたします。上田日本放送協会会長。

参考人（上田良一君） ただいま議題となっております日本放送協会の平成三十年度収支予算、事業計画及び資金計画につきまして、御説明を申し上げます。

新しい三か年経営計画の初年度となる平成三十年度の事業運営に当たりましては、自主自律を堅持し、放送を太い幹としつつ、インターネットも活用して、正確な情報を公平公正に伝え、命と暮

らしを守る報道に全力を挙げるとともに、多彩で質の高いコンテンツの充実を図ります。また、積極的な国際発信により日本と国際社会の相互理解を促進するとともに、放送サービスを通じて地域社会に貢献してまいります。

さらに、三十年十二月に4K、8Kスーパーハイビジョンの本放送を開始し、普及に努めるとともに、人に優しい放送サービスの充実に取り組みます。

受信料については、公平負担の徹底に向け、受信料制度の理解促進と営業改革を一層推進し、支払率の向上に努めてまいります。なお、三十年度より受信料の免除対象の拡大による負担軽減策を実施します。

関連団体を含めたNHKグループが一体となり、創造的で効率的な経営を推進するとともに、時代にふさわしい働き方ができる組織へと改革を進めます。

次に、建設計画においては、緊急報道設備や4K、8Kスーパーハイビジョン設備を整備するとともに、いかなる災害時等にも安定的に放送サービスを継続するための設備整備等を実施いたします。また、東京渋谷の放送センターの建て替えを着実に進めてまいります。

以上の事業計画に対応する収支予算は、一般勘定の事業収支におきまして、受信料などの収入七

千百六十八億円、国内放送費などの支出七千二百一十八億円を計上しております。事業収支差金は四十億円となり、全額を4K、8K設備などの建設費に使用します。

また、資本収支は、収入として減価償却資金など総額千二十三億円を計上し、支出には建設費千二十三億円を計上しております。

最後に、資金計画につきましては、収支予算及び事業計画に基づいて、資金の需要及び調達を見込んだものであります。

以上、平成三十年度収支予算、事業計画及び資金計画につきまして、その概要を申し述べました。事業計画の一つ一つの施策を着実に実行し、公共放送として視聴者の皆様の期待にこたえてまいりますと存じます。

委員各位の御理解と御支援をお願いいたします。あわせて、何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長（竹谷とし子君） 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

吉川沙織君 民進党の吉川沙織でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

今、行政に対する信頼が大きく揺らいでいます。

NHKに対しては、これまで不祥事が多発し、国

民の信頼が揺らぐことはあっても、NHKに対する国民の信頼は続いてきたと思います。ただ、前会長の三年間でその信頼は著しく毀損してしまったのではないのでしょうか。上田会長が就任されて一年、公共放送に対する信頼回復に向けてまだ道半ばだと考えますが、私たちは国民・視聴者の代表として、NHKが法令を遵守し、国民・視聴者の負託にこたえているかという観点に立つて質問をさせていただきます。

NHKは、今度の経営計画の五つの重点方針の最初に、公共放送から公共メディアへの進化を掲げています。公共放送と公共メディアの違いについて、まず会長に伺います。

参考人（上田良一君） お答えいたします。

視聴者のコンテンツの視聴や情報の取得の在り方が急速に多様化している中、放送法の精神を堅持して情報の社会的基盤の役割を果たしていくために、放送だけでなく、多様な伝送路を通じて情報や番組を届ける公共メディアへ進化する必要があると考えております。

4K、8Kを始めとする最新技術と第一級のコンテンツで魅力あふれる放送を追求するとともに、放送と通信の融合時代に視聴者の皆様の期待にこたえるため、放送法やインターネット業務の実施基準にのっとり、日々の暮らしに役立つ新しいサービスを具体化し、提供していく所存です。

吉川沙織君 今回の予算案並びに経営計画が経営委員会で全会一致で承認されたときに、会長は経営委員長と一緒に記者会見を行っておられます。そのときに、公共メディアの意味を問われたときに何とお答えになっているかといいますと、「公共メディアは通信の手段も使って、放送にプラスしてインターネットも使い、視聴者に情報を受け取る手段の多様性を持たせていくということだと思います。」

ですから、今ちょっと答弁長かったですけど、端的に言えばそういうことでよろしいでしょうか。

参考人（上田良一君） お答えいたします。それで結構です。

吉川沙織君 それでは、今回、公共放送から、次の経営計画で公共メディアへの進化とうたっておられます。その公共の意味について端的にお伺いします。

参考人（上田良一君） お答えいたします。

NHKは、公共放送として、憲法で保障された表現の自由の下、正確で公平公正な情報や豊かで良質な番組を幅広く提供し、健全な民主主義の発達と文化の向上に寄与する役割を担っています。NHKが目指します公共メディアも、この役割が変わることはないと考えております。

次期経営計画では、こつした役割を果たすために、NHKが追求する公共的価値を、正確、公平

公正な情報で貢献、安全で安心な暮らしに貢献、質の高い文化の創造、地域社会への貢献、日本と国際社会の理解促進、教育と福祉への貢献の六つに整理してお示しました。この六つの公共的価値を実現することを目標に、通信と放送の融合時代にふさわしい公共メディアへと進化してまいりたいと考えております。

吉川沙織君 公共放送から公共メディアへと進化をさせていく、その中で公共の意味は変わらないうという、こういう趣旨の御答弁だったかと思えます。

ただ、先ほどの答弁の中でも今の答弁の中でも、放送と通信の融合というような御趣旨もありましたし、インターネットの常時同時配信も目指すという方針を掲げておられますので、それも含まれたことだったと思うんですが、公共放送から公共メディアへとというときに、例えば不特定の大衆に向けた情報の提供という意味であれば、メディアあるいはなくてマスメディアという、そういう表現もあるのかと思います。一軒一軒、お一人お一人、受信料制度に基づいて成り立つ現在の公共放送であることに鑑みれば、例えば、公共放送から公共メディアへの進化はいいですけども、公共放送から公共マスメディア、その言葉は使わなかったけど、そのような意味も含めて検討されたんでしょうか。

参考人（上田良一君） お答えいたします。

一般的に、海外におきましては、放送からインターネット、いわゆるデジタルと呼んでいる分野に入っていくときに、公共メディアという、そういう表現を使っています。したがって、私どもも検討する際に、海外も含めて、今使われている通信と放送を融合した形式での情報提供の在り方を表すには公共メディアがふさわしいということで、この言葉を選びました。

吉川沙織君 なぜ今、わざわざ不特定の大衆に向けた情報の提供という意味でマスメディアのマスを使ったかと申し上げますと、NHK自身は三部門で成り立っています。放送部門、営業部門、技術部門、それぞれが持つマスメディアのマスの意味をいま一度考え、それを次期経営計画に明記していただきたいかという思いがあったから伺いました。

恐らく、今会長もおっしゃったとおり、インターネット、放送と通信の融合ということを中心に議論されて、公共メディア、まあ海外で使われている例もあると伺いましたから、それはそれとして理解しますけれども、それぞれ現場が抱えている思いというものもこれから酌み取っていただきながら、次の経営計画にのっとって経営をやっていただきたいと思えます。

去年一月、会長は就任されました。就任直後の

二月二日、NHK定款第五十九条に基づき、NHK受信料制度等検討委員会が設置され、その最初の答申がインターネット常時同時配信の負担に関するもの、いわゆるネット受信料をどうするということのような、こつという答申で多くの議論を呼びました。その後、前総務大臣からの指摘事項等も踏まえ、次期経営計画に常時同時配信については実施を前提とせず、今後その必要性を訴えていくとされています。

そこで、会長に伺います。受信料を財源とする公共放送が提供すべきインターネットとは何か、どのような公共メディアの姿を求めているのでしょうか。

参考人（上田良一君） お答えいたします。

私の会長会見で常時同時配信を本来業務として始めたいという発言は正確にはいたしておりませんが、いづれにいたしましても、常時同時配信はインターネット活用業務の一環であり、放送を補完するものだと考えております。

放送で流れている番組を受信契約世帯向けのサービスとしてそのままインターネットでも見ることができるようになる、言わば視聴機会の拡大だと位置付けております。

吉川沙織君 今申し上げたのは、公共放送が提供すべきインターネットサービスの趣旨でした。

今の答弁からすれば、これ随分前に、「常時同

時配信開始にあたっての基本的な考え方について」を拝見しますと、視聴機会の拡大ということ、それから放送の補完ということは明記されていますけれども、例えば昨年七月六日、会長の定例記者会見において、放送番組のインターネット常時同時配信に関し、NHKの位置付けが公共放送から公共メディアに変わったと仮定した場合、本来業務となり得ると発言、会長がされています。また、専務理事の一人も、昨年七月四日、総務省放送を巡る諸課題に関する検討会にて同趣旨の発言をしたと伺っています。

現在も本来業務となり得るとお考えでしょうか。

参考人（上田良一君） お答えいたします。

先ほど、吉川委員の質問の趣旨、必ずしも正確な形で答弁しないで、むしろ今御質問されたことに對するお答えをしたかもしれないですが、会長会見で常時同時配信を本来業務として始めたいということとは先ほど申し上げましたように発言いたしておりませんが、いづれにいたしましても、常時同時配信はインターネット活用業務の一環であり、放送を補完するものだと今のところ考えております。

放送で流れている番組を受信契約世帯向けのサービスとしてそのままインターネットでも見ることができるようになる、言わば視聴機会の拡大だということ位置付けに现阶段では変わりありません。

吉川沙織君 なぜ、今の問いをさせていただいたかと申しますと、前総務大臣が去年七月二十八日の閣議後記者会見において、「七月七日のこの閣議後会見におきまして、NHKの常時同時配信を「本来業務」として行う可能性というものについて、御質問をいただいたことに対して、私からは「多岐にわたる課題がある」という旨を申し上げました。「NHKの常時同時配信につきましては、基本的な部分で、私が特に重要と考えておりますことを三つお示しさせていただきます。一つ目は、国民・視聴者に十分な支持を得る常時同時配信サービスを、放送の「補完的な位置づけ」として実現すること。」。あと、ほかに二点、その当時、前総務大臣がおっしゃって、その文書、メモを上田会長に渡して、それを踏まえて次の計画を作ってくださいということをおっしゃっておられましたので、それを踏まえて、今の答弁にも、放送の補完と位置付けるといったことになったんだと思います。

ただ、NHK自身は、前からの方針ですし、一昨年六月二十四日の総務省の放送を巡る諸課題に関する検討会においても、二〇一九年度の常時同時配信を目指しているということは明言をされていますので、その観点から伺います。

NHKの業務と受信料と経営の在り方は相互に密接不可分であり、一体的に改革を推進していく

必要があると思います。受信料は、この後何って

いきますけれども、いろいろ議論がされて減免措置を講じられます。一方で、インターネット常時同時配信については、目指すとしながら、今回は理解を得ていくことを推進するようになっていきます。

でも、これは一体的に議論をしていくことこそが前に進めることにほかならないと思いますし、公共放送から公共メディアへの進化とするに当たって受信料制度との整合性取らなきゃいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

参考人（上田良一君） お答えいたします。

御指摘のとおり、NHKの業務、受信料、経営の在り方につきましては一体的な改革の推進が必要だと考えております。公共メディアへ進化するに当たって、放送と通信の融合時代にふさわしい受信料制度の在り方の研究も進めていく必要があると考えております。

受信料制度等検討委員会の答申でも、放送と通信の融合時代に向けて検討すべき事項について幅広く指摘されておりまして、その答申内容に沿って具体的な検討を進めていくことになりませんが、いずれにいたしましても、視聴者・国民の理解を得られるものでなくてはならないと、こつこつこつに考えております。

吉川沙織君 視聴者と国民の理解を得ながら前に進めていくということ、一体的にちゃんと見て

改革をやっていたらいいと思います。

ここから密接不可分の受信料と経営と業務の在り方を論じる中で、NHKがいろんな放送を出していたら当たって、事業を前に進めるに当たって、その最も根幹を成すのは受信料であります。その受信料につきましては、上田会長が就任される直前の予算案編成のときにいろんな議論がありました。もちろん、上田会長も当時は監査委員かつ経営委員としてその議論を目の当たりにされていたと思いますが、平成二十八年十一月二十一日、受信料引下げについて、NHK執行部は理事会の全会一致でそれを決めました。しかしながら、その翌日の十一月二十二日、第二百七十二回経営委員会にて認められませんでした。

そもそもこの受信料の引下げの提案は、前会長が次、任期が切れるのは分かっていた、その再任に向けたパフォーマンスとの指摘もありましたし、もっと言うと、前会長は、国が右と言ったらNHKが左と言つことはできないという個人的見解をお持ちで、会長が右と言つたらその下にいる理事は恐らく左と言つことはできない雰囲気醸成されていたのではないかと思います。理事会は放送法第五十条に規定される審議機関であることとを踏まえると、会長が値下げの旗を一生懸命振っているのに理事が受信料引下げに反対と言つことはできなかったのではないかと私は思っています。

す。

例えばですけど、その前年に、NHK関連子会社の土地取得に関して、平成二十七年十二月八日の理事会で、精査すべきである、先に延ばすべきであると言った理事は二人いましたが、その理事はその次の役員人事で再任されませんでした。ですから、反対意見を述べれば理事に再任されないということも予測し得ることであつたと思えます。

ただ、さっき申し上げましたとおり、平成二十八年十一月二十一日のNHKの理事会の会議録を見ますと、受信料引下げを理事会の総意で全会一致で決めており、全く意見が示されていないということは当時の執行部としての総意であることにはほかならないと思います。出席者の一人として当時の上田監査委員もその議事録に名前が載っておりますので、御覧だったと思います。当時の執行部は、前会長と三名の理事以外、今の執行部を形成されていることは、当該理事会に出席されていた今の会長はよく御存じであると思えます。

今回の経営計画の策定に当たっては、昨年度の経営委員会での指摘を踏まえ、その後の環境変化への対応、次期計画の中期的視点を織り込んで収支全般を精査、検討したと。昨年十月二十四日の第二百九十三回経営委員会の議事録に、昨年度の提案は見誤っていました、今回はこつこつ精

査したから一律の引下げは難しいですよということ
 が明確に残っています。いかに前回の提案が
 よっと検討が足りなかったかということですが、
 昨年度の予算案編成の際に、経営委員会で見通し
 の甘さを多数の経営委員から指摘をされています。
 上田経営委員も指摘をされました。撤回せざる
 を得ないような案を示したことは、当時の理事
 会が機能不全に陥ったことを露呈しているのでは
 ないでしょうか。

放送法第五十条に基づくNHKの理事会がその
 役割を果たすために、理事会における意思決定を
 今、上田会長になってからどのように行ってい
 らっしゃるのか、当時の監査委員かつ経営委員であ
 って混乱の現場を目の当たりにされてきた今の上
 田会長に御見解を伺います。

参考人（上田良一君） お答えいたします。

私の下での理事会というのは、基本的には、コ
 ンセンサス経営という言葉を使っていますが、コ
 ンセンサスを取る形でいろんな議論を闘わせて結
 論を出しているわけですが、今委員の方から引用
 されました理事会に関しましては、これは内容が
 既に議事録の形で公表されておりますので、監査
 委員の立場で陪席いたしておりましたけれども、
 それ以上のお答えは、議事録以上の答えは私には
 できないということを御理解いただきたいと思
 います。

吉川沙織君 今トップとしてどうおやりになら
 れているかというのを伺っただけです。当時
 どのような議論が行われたんですかと、前の会
 長は就任当日に理事全員から日付のない辞表を取
 ったというのを聞いていますわけではありませ
 んで、そういう意味では全く今違つお答えだ
 ったので、ちょっと残念でしたけれども。

ただ、いずれにしても、議事録から読み取れる
 ことは、昨年度の理事会で受信料引下げの提案が
 会長からなされ、当時の副会長以下理事からは特
 に意見が示されなかったこと、ただ、それをも
 つて経営委員会に諮ったところ、見通しの甘さを多
 くの経営委員から指摘され、その案は認められな
 かったということが事実でございますから、それ
 以上のことは今別に伺っておりません。

放送法に基づく理事会を機能させるため、例え
 ば前会長の下では、残念ながら、見方によるの
 かも分かりませんが、会長の意向をいわゆるそん
 たくせざるを得なかったような側面がなかったと
 言えません。トップの意向を今はそんたくせず、
 国民・視聴者のために活発な意見交換のできる場
 にするため、具体的に今、会長になつてからどう
 取り組んでいらつしやいますか。簡単に結構です。
 参考人（上田良一君） お答えいたします。

執行部運営の大きな方針の一つといたしまして、
 先ほどでも冒頭若干触れましたけれども、私はコ

ンセンサス経営ということを掲げております。役
 員間でなるべく経営情報を共有し、役員の間
 での経験も生かした自由な意見交換をベースに経
 営に当たつてまいりました。

その中で、理事会は放送法に定められました法
 定機関であり、協会の重要業務の執行について審
 議を行うほか、各部局から業務遂行状況等の報告
 を受け、必要な検討を行っております。会長であ
 る私は、理事会の審議を経た事項について必要な
 決定を行っております。

今後とも、コンセンサス経営というのを大切に
 して、十分な議論を尽くしていく所存です。

吉川沙織君 今、会長からコンセンサス経営と
 いう言葉、今の答弁の中でも二回以上お使いにな
 られました。監査委員のときの感想とか、そこで
 見聞きしたことについてのコメントは要りませ
 けれども、御自身が監査委員、経営委員の立場を
 経験されて、今は会長のお立場で理事会に臨んで
 おられます。前執行部と現執行部の理事会で、風
 通しは良くなったと、御自身が今トップにいらつ
 しゃるからおっしゃりにくいかもしれませんが、
 ど、比較されてみて、いかがですか。

参考人（上田良一君） お答えいたします。

比較についてはコメントを差し控えたいと思
 いますが、少なくとも私の下での理事会におきま
 しては活発な意見交換がなされているといつた

理解いたしております。

吉川沙織君 では、ここで一つ御提案です。

経営委員会の方はかなり細かに議事録が公開されます。ただ一方で、NHKの理事会というのはほとんど議事概要以下の文言しか残りません。ですから、一昨年の引下げの提案のときも、特に意見はないとか、ただ、関連子会社の土地取得のときは、それでも二人の理事が、精査すべき、先に延ばすべきと言ったことぐらいしか残っていないんです。それだけ活発な意見交換が行われているんです。もう少し詳細な議事録、理事会の方もお出しただけませんかしょうか。

参考人（上田良一君） お答えいたします。

役員間の意見交換の場というのは幾つかのレベルを設定してやっています。役員討議、それから役員会、それから理事会ということで、最終的な審議の機関が理事会なので、そこですべて議論を闘わせますと実際に時間的制約の中で決定しなくちゃいけない事項がありますので、私が申し上げています理事会、協議の意味での理事会とそれから役員間でのでの議論という、こつこつとでいいますと、コンセンサス経営というのをやっているところ、こつこつと御理解いただければと思います。

吉川沙織君 では、NHK会長に御就任されてから初めての三か年経営計画示されていますが、

これを拝見いたしますと、二〇二〇年までの方針となっています。三か年計画はいわゆる中長期か

中期か長期かで分けると中期的な計画に当たると思われますが、受信料引下げの提案が前会長から行われた一昨年十一月八日の第十二百七十一回経営委員会議事録によれば、当時の上田経営委員は、「中長期的な収支見通しをしっかりと立てた上で、」とか、「中長期的な戦略をはっきりさせて、」と説明を執行部に求めておられました。

それでは、この経営計画、二〇二〇年以降の長期的なビジョン、NHKのあるべき姿について、どのような想定をされた上で今回の三か年計画を立てたのか、御見解を伺います。

参考人（上田良一君） お答えいたします。

次期経営計画は、三年前に策定いたしました経営計画で掲げた六年間のNHKビジョンの第二ステップとして位置付けておりまして、放送を太い幹としつつ、インターネットも活用して二〇二〇年に最高水準の放送サービスを実現することを目標に掲げております。

策定の過程では、人口や地域など社会状況の見通しや、テレビやインターネットなどメディア環境の変化を予測するデータ、視聴者の皆様のNHKに対する期待などを基に、二〇二〇年以降のNHKの置かれた状況なども考慮に入れて、現在の経営計画の検証から浮き彫りになった課題などを

踏まえて、公共メディアとしての重要な取組を固めました。

新たなサービスの具体化に取り組みながら、いつでもどこでも視聴者の皆様の期待にしっかりと応えられる情報の社会的基盤としての役割を果たすため、全力で邁進してまいりたいと考えております。

吉川沙織君 平成二十七年一月十五日の経営委員会において、NHKビジョン二〇一五から二〇二〇で示されているのは、前回の経営計画が第一ステップ、今回が第二ステップですけれども、これ二〇二〇までしかないものですか、それ以降も是非指し示しながら、経営のかじ取り、理事会のトップとしてやっていただきたいと思っています。実際、経営委員会の議事録に、中長期的な視点を大事にと何度も発言を経営委員時代になさっておられますので、是非よろしく願います。

NHKは、平成三十年度事業運営計画において視聴者理解、公平負担を推進するとして、受信料について、公平負担の徹底に向け、受信料制度の理解促進と営業改革を更に推進し、支払率の向上を図るとされています。ただ、NHKが支払率向上の取組を行う一方で、全国の消費生活センターには受信契約等をめぐる相談が急増していると同っています。今年度の相談件数は、今月三月十四日までの登録分で九千七百七十件にも上っていて、

ここ十年で比較しても四倍を超える件数となっております。

受信料契約収納業務については法人委託も行われていますが、NHKは契約収納業務の本来の実態について、現場の声はちゃんと上層部まで上がっていますでしょうか、お伺いいたします。

参考人（上田良一君） お答えいたします。

受信料に關します苦情、要望等につきましては、NHKのコールセンターにも寄せられておりまして、訪問員の訪問態度や説明不足に關するものが多いと把握いたしております。

お客様から苦情等が寄せられた場合、事実關係を確認した上で迅速に対応することといたしております。訪問員の対応に問題がある場合には、内容を把握した上で、法人委託先の指導に任せるのではなく、必要に応じてNHK職員が訪問員に直接指導を行い、再発の防止に努めております。

吉川沙織君 この受信の収納業務、契約業務に關しては、今私申し上げました消費生活センターへの相談事例のみならず、残念ながら警察への通報事例もあると伺っています。

NHKは、この受信料に関する一〇番の件数把握されていますか。把握されているか、されていないだけで結構でございます。

参考人（上田良一君） 警察への通報事例があることは把握いたしております。

吉川沙織君 消費生活センターへの相談事例のみならずそういったことまであるということは、例えば昨年十二月六日、受信料裁判最高裁判決について、NHKコメントはこう言っています。「判決は公共放送の意義を認め、受信契約の締結を義務づける受信料制度が合憲であるとの判断を最高裁が示した」「引き続き、受信料制度の意義を丁寧に説明し、公平負担の徹底に努めていきます。」とされています。

しかしながら、こういったトラブルには、受信料制度の意義を丁寧に説明するどころか、詐欺や脅迫まがいの事例まであると聞いています。このようなトラブルが仮に、仮にです、頻発すれば、契約収納活動の信頼性は揺らぎ、受信料制度そのものへの国民・視聴者への不信を招きかねません。NHKは、この実態について調査を確実に行い、公表し、対策を講じる必要があるのではないかと思いますが、必要があるかないか、会長の御見解をお伺いいたします。

参考人（上田良一君） 先ほどもお答えさせていただきましたように、警察への通報事例等、私どもの方で承知いたしております。例えば、受信料制度への理解が得られないため、繰り返し説明したところ通報されたとか、日中不在で夜間に訪問したところ通報されたとか、忙しい、次の機会に手続するといった申出があったにもかかわらず、

お手続をお願いしたところ通報されたとか、このような事例があるというふうに承知いたしております。

したがって、委員がおっしゃられましたように、今後とも引き続き丁寧な説明で、国民・視聴者の我々に対する信頼が最も根幹になりますので、しっかりと説明をやっていきたいと、それを徹底させたいというふうに考えております。

吉川沙織君 今回の経営計画では、毎年一%ずつ、三年で三%支払率を向上させ、三年後には八三%の支払率を目指すとされています。現行の計画でも三%の目標が掲げられていて、現場は相当な苦労があったと伺っています。職員もそうですし、法人委託の実態をしっかりと把握しないと、国民・視聴者からの公共放送に対する信頼は揺らいでいかないと限りません。ですので、前体制からの脱却はもちろんですけれども、国民・視聴者に支えられている公共放送、NHKが国民・視聴者の納得感が得られる取組を進めていく。特に、新たに業務を拡大するのであれば、なお一層それが求められると思います。

私たちも立政府の立場から、国民・視聴者の立場から、これからも厳しく視線を注いでいくというのを申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

吉川沙織君 私は、ただいま承認されました放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めの件に対し、自由民主党・こころ、民進党・新緑風会、公明党、日本共産党、日本維新の会、希望の会（自由・社民）及び立憲民主党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、

承認を求めの件に対する附帯決議（案）

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に込めることができよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、その職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、全国、各分野を考慮して幅広く選任するよう努めること。

二、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、国民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、放送の不偏不党、真実及び自律を確保すること。

また、放送番組の編集に当たっては、公正

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めの件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（竹谷とし子君） 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

この際、吉川君から発言を求められておりますので、これを許します。吉川沙織君。

を保持し、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。

三、経営委員会は、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを再確認し、役員職務執行に対して一層実効ある監督を行うことなどにより、国民・視聴者の負託に応えること。

また、監査委員会は、放送法に基づく調査権限を適切に行使し、役員に不適切な行為がある場合、又は、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、経営委員会と十分に連携しながら、時宜を失することなく厳格に対処すること。

四、協会は、平成二十五年に首都圏放送センターの記者が過労で亡くなられた事実を重く受け止め、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先とし、適正な労務管理、業務・組織の見直し等を徹底的に行うことにより、長時間労働による被害を二度と起こさぬよう全力で取り組むとともに、その取組状況等を協会内外に広く丁寧に周知すること。

五、協会は、関連団体を含め不祥事が頻発していることに対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、公共放送を担う者

としての役職員の倫理観を高め、綱紀の粛正、コンプライアンスの徹底、再発防止策の確実な実施等を組織一体となつて行うことにより、信頼回復に全力を尽くすとともに、その取組状況等を国民・視聴者に丁寧に説明すること。

六、協会は、平成二十九年十二月の最高裁判決も踏まえ、公共放送の存在意義や受信料制度に対する国民の理解を促進し、協会に対する信頼感の醸成に組織一体となつて取り組むとともに、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものではないことではないことを認識した上で、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

七、協会は、その運営が受信料によって支えられており、国民・視聴者に適切に利益を還元していくことの重要性に鑑み、繰越金の現状や今後の事業収支の見直し等を踏まえ、協会の収支構造及び受信料体系の在り方について、不断の見直しを行うこと。

また、国民・視聴者に対するサービスの低下や職員の負担の増大を招かないよう配慮しつつ、より効率的な体制の確立に向けた取組を推進するとともに、放送センターの建替については、建設費の大幅な増大が生じないよう万全を期すこと。

八、協会は、経営委員会や理事会等における意思決定に至る過程はもとより、財政運営上の規律不祥事に伴う処分、子会社等の運営状況、調達に

係る取引、放送センターの建替基本計画の遂行状況等について、議事録を適切に作成・管理するとともに、情報の開示・説明を十分に行うことにより、国民・視聴者に対する説明責任を果たすこと。

また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表することにより、国民・視聴者からの信頼の維持に努めること。

九、政府及び協会は、インターネット常時同時配信を含む協会の業務の在り方について、国民・視聴者や民間放送事業者等の見解を幅広く聞きながら、受信料制度及びガバナンスの在り方とともに丁寧に検討を進めること。

また、協会は、当該検討に当たっては、協会の業務に対する国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握し、関係者間での情報共有及び連携を図り、広く情報提供を行うとともに、インターネット常時同時配信等の通信分野における協会の在り方について、できるだけ明確かつ具体的にその将来像を示すよう努めること。

十、協会は、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性を踏まえ、我が国に対する理解が促進されるよう、国際放送の一層の充実を図ること。特に、外国人向けテレビ国際放送については、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

十一、協会は、本院からの要請に基づく平成二十九年三月の会計検査院の報告等を踏まえ、グループとしてのガバナンスを強化し、子会社等からの適切な還元を図るとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

十二、協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年を見据えた4K・8K放送の整備及び普及促進に当たっては、過剰投資、多重投資とならないよう十分な計画性を持って行うこと。

また、4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について、国民・視聴者や関係事業者の意見を幅広く聞きながら、検討を進めること。

十三、協会は、障がい者、高齢者に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・デバイスなどを解消するため、字幕放送、解説放送、手話放送の一層の充実等を図ること。

十四、協会は、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、本部等の機能や運用・実施体制の強化を図るとともに、自然災害からの復興に資する報道を充実し、併せて、災害の記録の保存・活用に努めること。

十五、協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者であること及び東京オ

リンピック・パラリンピックに向けてサイバー攻撃の脅威が高まっていることに鑑み、関係機関と緊密な連携を図り、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

委員長（竹谷とし子君） ただいま吉川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

委員長（竹谷とし子君） 全会一致と認めます。よつて、吉川君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、野田総務大臣及び上田日本放送協会会長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。野田総務大臣。

国務大臣（野田聖子君） ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

委員長（竹谷とし子君） 上田日本放送協会会長。

参考人（上田良一君） 日本放送協会の平成三十年度収支予算、事業計画及び資金計画につきま

して御承認を賜り、厚くお礼申し上げます。本予算を執行するに当たりまして、御審議の過程でいただきました御意見並びに総務大臣意見の御趣旨を十分生かしてまいります。

また、ただいまの附帯決議は、協会運営の根幹を成すものでございますので、十分踏まえて業務執行に万全を期したいと考えております。

本日はありがとうございました。

委員長（竹谷とし子君） なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

委員長（竹谷とし子君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十一分散会